

募集要項

(2014年4月期生より適用)

1 基本的な応募資格

- ① 外国において、通常の課程による12年の学校教育課程を修了した者
- ② 日本語学習歴が通算160学習時間以上、且つJ. TEST F級以上或は日本語能力N5級以上合格した者或はNAT-TEST 4級以上合格した者

2 学習コース

コース名	入学時期	出願期間	レベル
日本語進学2年 コース	04月	前年09月～	初級Ⅰ、Ⅱ、中級、上級
日本語進学1年9ヶ月コース	07月	前年12月～	初級Ⅰ、Ⅱ、中級、上級
日本語進学1年6ヶ月コース	10月	同年03月～	初級Ⅰ、Ⅱ、中級、上級
日本語進学1年3ヶ月コース	01月	前年06月～	初級Ⅱ、中級、上級

3 授業時間 (入学後レベルテストを行い、午前か午後いずれかのクラスに配属されます)

- 午前クラス 9時20分から12時40分
- 午後クラス 13時20分から16時40分

4 学 費 (円、別途8%の消費税がかかります)

	一年目 (全コース)	二 年 目			
		2年コース	1年9か月コース	1年6か月コース	1年3か月コース
入学金	50,000	———	———	———	———
教材・施設費	80,000	80,000	60,000	40,000	20,000
授業料	570,000	570,000	427,500	285,000	142,500
合 計	700,000	650,000	487,500	325,000	162,500

- 選考料として応募資料受付時に税込み21,600円が必要になります。(返還しません)
- 「在留資格認定証明書」受渡し時に、初年度学費(700,000円+消費税分)をお支払いください。

5 納入金の返還について

5-1在留資格認定証明書が不交付の場合、出願選考料以外の費用を追加徴収しない。

5-2在留資格認定証明書は交付されたが、入国査証(ビザ)の申請を行わず不來日の場合、出願選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書、在留資格認定証明書の返却が必要。

5-3在外公館で入国査証の申請をしたが、認められず、來日できなかった場合、出願選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却と在外公館において査証が発給されなかったことの確認が必要。

5-4入国査証を取得したが、來日以前に入学を辞退した場合、入国査証が未使用でかつ失効が確認できた場合は、出願選考料と入学金を除く全納入金を返還する。ただし、入学許可書の返却が必要。

5-5入国査証を取得し來日し入学した学生が、中途退学した場合、あるいは來日後不來学の場合も原則としてすべての納入金を返還しない。